

令和7年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)	
地域名 (地域内農業集落名)	曽根町 (曽根町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日 (第7回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手に9割以上が集積されているが、20名以上の非担い手が耕作を続けているので、長期的にみると離農者が出てくることになる。国道8号線の沿線は農用地区域外になるので、宅地や店舗等、開発がされる可能性もある。非担い手の農地を担い手が受け手になれるかが課題になってくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・中心経営体は、土地利用型農業に取り組み、水稻、大豆・麦の二毛作を中心とした作付を行う。また、一部の経営体は、水稻とあわせて複合化・高付加価値化、あるいは6次産業化にも意欲的に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農や規模縮小する農家の農地を借り受ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図り、広域的でより実効性の高い農地利用調整を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県・市及びJAと連携し、相談から定着まで支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--